舞い上がれ
社会を変える
みんなの力
休眠預金を活用した事業です

2026 年度

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

通常枠［第 1 回］

孤独・孤立にある人と地域をつなぐ架け橋づくり事業

～その人にとって安心でき、無理なく関われる地域のつながりを育てる～

実行団体公募要領

2026 年 11 月

公益財団法人ちくご川コミュニティ財団

目次

第Ⅰ編　公募について 3

1章 公募の趣旨.....3
01 趣旨.....3
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿.....4
03 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則.....4
04 優先的に解決すべき社会の諸課題.....4
2章 助成対象となる事業.....6
01 公募にあたって～事業に込めた思い～.....6
02 助成方針.....8
03 助成対象事業.....10
04 助成金の構成.....15
3章 助成対象となる団体.....15
01 実行団体とその役割.....15
02 事業の評価.....16
03 申請資格要件.....16
04 申請時の注意事項.....18
4章 助成対象となる経費.....18
01 助成額の積算について.....18
02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限.....19

第Ⅱ編　申請について 20

1章 申請手続き.....20
01 公募期間・スケジュール.....20
02 申請方法.....21
03 申請に必要な書類.....22
04 公募説明会・個別相談会の実施.....23
2章 審査結果の通知等.....25
01 審査結果の通知方法.....25
02 審査結果の情報公開.....25
3章 審査について.....26
01 選定基準等.....26
02 優先的に選定される団体.....27
03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等.....28
04 その他の審査における着眼点.....28

第Ⅲ編　選定から助成終了まで 29

1章 助成事業の流れ.....29
01 助成期間中の主な流れ.....29

02 内定から資金提供契約まで.....30
03 資金提供契約及びその要点.....30
04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保.....32
05 会計監査の実施.....32
2章 その他.....33
01 個人情報の取扱いについて.....33
お問い合わせ先.....33
別添1:ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料.34
別添2:コンソーシアムでの申請.....35

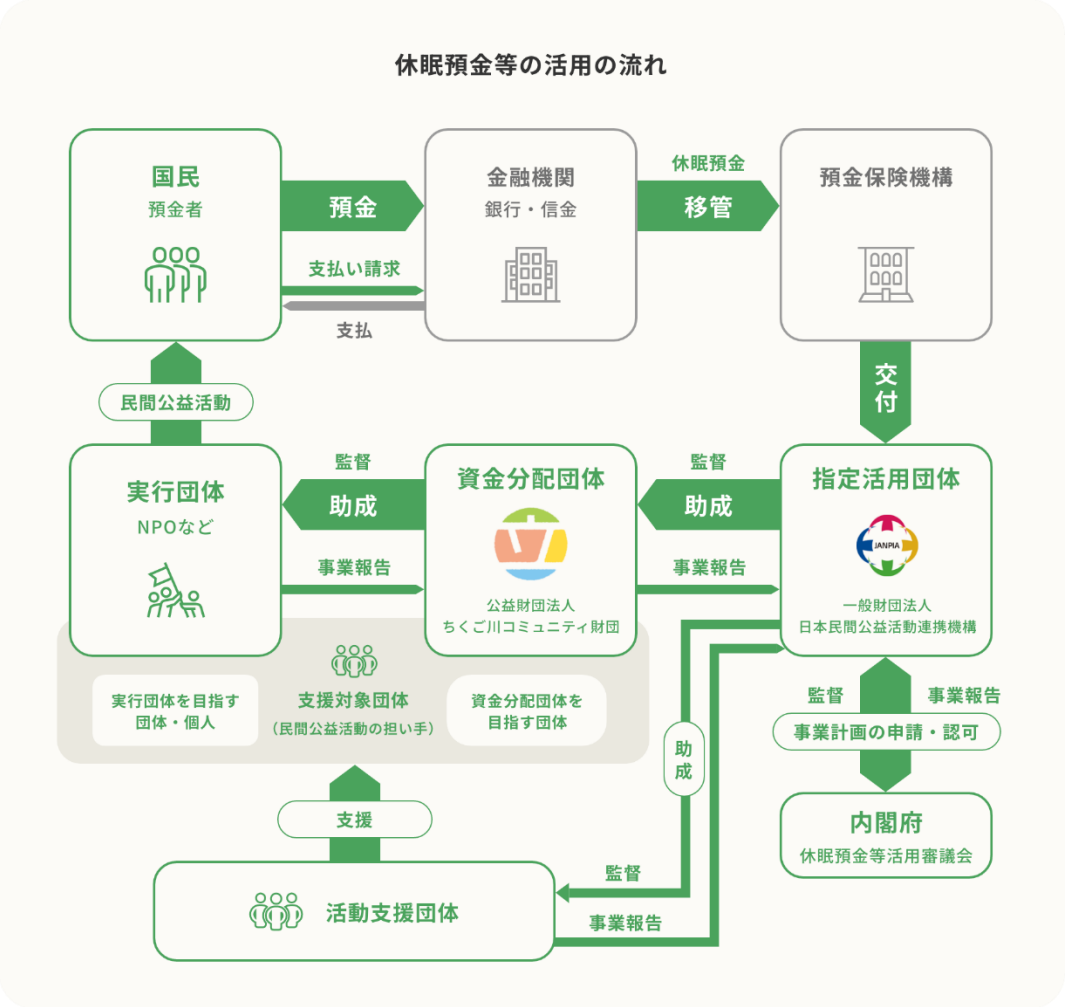
第Ⅰ編　公募について

1 章　公募の趣旨

01　趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構[1]（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体を公募し、当団体が採択されました。



[1] 一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、JANPIA の 10 項目のミッションと 7 項目のバリュー

02　休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下２点です。

①　国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること

②　民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 資金分配団体や実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03　休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定）において「休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、実行団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の 9 項目から構成されています。

（１）国民への還元　（２）共助　（３）持続可能性　（４）透明性・説明責任
（５）公正性　（６）多様性　（７）革新性　（８）成果最大化
（９）民間主導

04　優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

［優先的に解決すべき社会の諸課題］

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

①　経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

②　日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

③　社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

（2）日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

④　働くことが困難な人への支援

⑤　孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

⑥　女性の経済的自立への支援

（3）地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

⑦　地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

⑧　安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により助成する民間公益活動では、

（1）子ども及び若者の支援に係る活動

①　経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
②　日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

（2）日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

⑤　孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

(3)　地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

⑦　地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

⑧　安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

の解決を目指しています。申請団体は、事業を提案するにあたり上記の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。また、上記（1）から（3）の活動のうち、①から⑧以外でも、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項と考えられるものについては、その解決策や事業目標に関する提案が可能です。

2章　助成対象となる事業

01　公募にあたって～事業に込めた思い～

当財団はこれまでの休眠預金活用事業で、不登校や地域の子育てをテーマに「地域円卓会議」を開いてきました。話し合いを重ねるなかで、市民活動団体と行政の対話や連携は少しずつ進みました。一方で、自治会などの地域の組織や住民の方の参加は、まだ十分とはいえません。困りごとを抱える人を、一部の支援者だけで支えるのではなく、地域全体で支えていく。そのための仕組みづくりが、次の課題として見えてきました。

地域に目を向けると、人口減少や高齢化により、住民同士のつながりや地域活動の担い手は減っています。ある校区の住民アンケートでは、約 8 割の人が「近所での助け合いが必要」と感じていました。しかし、実際に助け合えている人は約 2 割にとどまります。地域には「つながりたい」「支え合いたい」という思いがあります。足りていないのは、安心して参加できるきっかけや場です。

市町村では、重層的支援体制整備事業[2]や生活支援体制整備事業[3]などを通じて、一人ひとりへの支援と地域づくりを結びつける取組が進んでいます。それでも、市民活動団体と地域コミュニティの両方に関わり続け、困りごとを抱える人と地域の人・場・活動とをつなぐ「つなぎ役」は、まだ足りていません。

ただし、つなげさえすればよいわけではありません。本人の希望や安心、同意を大切にしないつながりは、かえって負担になったり、再び孤立したりするきっかけにもなります。

そこで本事業が育てたい「つなぎ役」が、リンクワーカーです。医療や福祉の制度の中には、本人と支援をつなぐ専門職がいます。けれども、暮らしの身近な地域には、まだその役割を担う人がほとんどいません。リンクワーカーは本人の話をじっくり聴き、どんなつながりなら安心できるかを一緒に考えます。ときには「今は無理につながない」と判断することも大切な役割です。地域の中にこうした人を育てていくことを、本事業の柱の一つとしています。

また、市民活動団体と地域コミュニティは、同じ地域で活動していても、使う言葉や大切にしていることに違いがあり、すれ違ってしまうこともあります。お互いの違いを知り、役割を話し合いながら、時間をかけて関係を育てていくことが必要です。

---

[2]**重層的支援体制整備事業**：子ども・障害・高齢・生活困窮などの分野ごとの縦割りを超えて、市町村が「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業（社会福祉法に基づく）。（https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/）

[3]**生活支援体制整備事業**：介護保険制度の中で、市町村が「生活支援コーディネーター」や、住民・関係団体による話し合いの場（協議体）を設け、高齢者の生活支援や社会参加を地域で支える体制をつくる事業。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html）

本事業では、皆さんがすでに取り組んでいる居場所や相談、活動を入口にします。一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、その人が無理なく関われる地域とのつながりを育てていきたいと考えています。当財団も、団体の皆さんと地域、行政の間に立ち、それぞれの言葉や考え方の違いを「通訳」しながら、皆さんの取組に伴走します。

孤独・孤立の状態にある人が地域の中で安心して暮らし続けられ、誰もが支え合いに参加できる地域を、皆さんと一緒につくっていきます。

【参考】「孤独・孤立」とは

■ 法律での定義：2024 年 4 月に施行された「孤独・孤立対策推進法」では、支援の対象となる「孤独・孤立の状態」を次のように定めています。

日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（第 1 条）

■「孤独」と「孤立」の違い：国の重点計画では、2 つの言葉を次のように分けて説明しています。

	意味	見え方
孤独	ひとりぼっちと感じる、心の状態	本人の気持ち（主観的）
孤立	社会とのつながりや助けがない、または少ない状態	周りから見える状況（客観的）

2 つは別のものですが、互いに関係しています。たとえば、家族と暮らしていても孤独を感じる人がいます。反対に、人付き合いが少なくても本人は困っていないこともあります。また、国の重点計画で扱う「孤独」は本人が望まない孤独です。一人の時間を大切にしている人を、無理に誰かとつなげることは目的ではありません。

■**国が**大切にしている考え方（法第 2 条 基本理念より）

・孤独・孤立は、人生のどの段階でも誰にでも起こり得るものです。

・支援は、本人や家族の立場に立ち、状況に合わせて続けて行います。

・本人の意向に沿って、社会や人との関わりを持てるように支援します。

■データで見る孤独・孤立：内閣府の全国調査（2025 年実施）では、孤独感が「しばしばある・常にある」と答えた人は 4.5%、「時々ある」は 13.7%、「たまにある」は 19.5%でした。合わせると約 4 割の人が、何らかの孤独感を抱えています。

■本事業での考え方：本事業では、上記の国の定義を出発点とします。そのうえで、地域で暮らす一人ひとりにとっての孤独・孤立とは何か、どんな状態なら「安心してつながれている」といえるのかを、実行団体の皆さんと一緒に考え、言葉にしていきます。
あわせて、本人の変化をきちんと捉えるために、孤独と孤立の両方を指標で確かめながら事業を進めます。

	何を見るか	主な指標
孤独（本人の気持ち）	ひとりぼっちと感じる度合い	孤独感尺度
孤立（周りから見える状況）	人や地域とのつながりの有無や程度	相談できる人がいるか、人と会って話す機会があるか、地域の活動に参加しているか　など
暮らし全体	生活の質の変化	QOL（生活の質）に関する指標

※孤独感尺度とは：孤独の感じ方を、いくつかの質問への答えから点数にして測るものです。国の全国調査でも使われている「UCLA 孤独感尺度（日本語版・3 項目短縮版）」などがあります。
数字だけで人を判断するのではありません。本人の声や支援の現場での気づきとあわせて、事業の成果や工夫を確かめるために使います。

■参考資料（内閣府）

孤独・孤立対策推進法の概要：https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/suishinhou.html
孤独・孤立対策重点計画（2024 年 6 月決定、2026 年 7 月一部改定）：
https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html
孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（2025 年実施）：https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/zenkokuchousa/r7.html
内閣府 孤独・孤立対策トップページ：https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/

02　助成方針

① 助成額

実行団体に対する助成額は、JANPIA から資金分配団体に支払われた助成金額の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。

② 助成期間

資金分配団体である当団体（以下、「当団体」という。）は、最長 3 年間、実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了時期は、原則として最長で 2030 年 2 月末までとし、別途資金提供契約（資金分配団体と実行団体が締結する契約）に定めることとします。

③　助成金の支払い

助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。

④　自己資金の確保

実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、事業に係る経費の 20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討しますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である 80%以下にしていただきます。

⑤　管理的経費

実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大 15%とします。

⑥　人件費

総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅又は平均値)を特記して Web サイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします。

⑦　リスク管理

期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。

03　助成対象事業

本助成事業の概要は以下の通りとなります。

事業名	孤独・孤立にある人と地域をつなぐ架け橋づくり事業 ～その人にとって安心でき、 無理なく関われる地域のつながりを育てる～
事業種別	（草の根活動支援事業）
解決すべき社会の諸課題	久留米広域連携中枢都市圏では、人口減少や少子高齢化が進み、住民同士のつながりや地域活動の担い手が減少している。地域には交流や参加への意欲があるものの、安心できる居場所や参加のきっかけが不足し、困難を抱える子ども・若者や孤独・孤立にある人が、地域の人・場・活動・役割につながりにくい。 また、地域活動の固定化や担い手不足に加え、市民活動団体と地縁組織等の間には、目的や価値観の違い、連携を調整する人材の不足があり、協働が進みにくい。本人の希望や主体性を尊重したつながりづくりも求められている。 以上から、本事業では、孤独・孤立のある人への支援と地域で支える環境をつなぐ「地域接続機能」の不足を主要な社会課題として捉える。
長期アウトカム/事業終了 10 年後に目指す状態	久留米広域連携中枢都市圏において、孤独・孤立にある人が地域の中で安心して暮らし続けられ、誰もが支え合いに参加できる持続可能な地域社会となっている。
中期アウトカム/事業終了 5 年後に目指す状態	地域の状態：久留米広域連携中枢都市圏において、孤独・孤立にある人を地域で無理なく受け止める関係性と地域接続機能が形成されている。 受益者の状態：孤独・孤立にある人が、安心できる関係性や地域の人・場・活動・役割につながり、孤独・孤立の軽減、QOL の改善を実感し始めている。

中長期アウトカムの達成に向けて実行団体に期待する活動概要	孤独・孤立の状態にある人、または孤独・孤立状態になりやすい人（子ども若者、子育て中の保護者等、高齢者、外国ルーツを持つ方、その他、地域の人・場・活動・役割につながりにくい人。）を対象とし、以下の 4 つを目指す活動 1. 孤独・孤立の状態にある人が、安心できる関係性につながり、孤独・孤立の軽減、QOL の改善が見られ始めている。 （本人の孤独・孤立緩和・QOL 改善） 2.孤独・孤立の状態にある人が、本人の希望・安心・状態に応じて、無理なく関われる地域の人・場・活動・役割につながり始めている。 （本人と地域をつなぐ個別接続） 3.孤独・孤立の状態にある人が、地域の中で受け止められ、地域の人・場・活動・役割につながりやすくなっている。 （団体と地域をつなぐ環境形成） 4.実行団体が自ら組織基盤強化を図り、限られたリソース（ヒト、モノ、カネ、コト）で持続可能な運営方法を確立している。 （組織基盤強化）
事業期間	2027 年 4月～2030 年 2月 ※公募の状況や選定後の契約に係る手続き次第で開始時期が前後する場合あり
採択予定実行団体数	5 団体程度
総事業費	140,744,360 円
1 団体あたりの助成額 ※上限及び目安額は「03 助成金の構成」の資金分配団体からの助成額（A 助成額＋C 評価関連経費）を指します。	最大 1,800 万円

対象となる団体	本事業では、以下のような活動に取り組む団体を対象とします。 • 子ども・若者支援を行う団体 • 子育て支援を行う団体 • 高齢者支援を行う団体 • 多文化共生を推進する団体 • 地域コミュニティづくりや多世代交流を行う団体 • 社会福祉協議会 • その他、本事業の趣旨に合致する活動を行う団体 団体に求める条件 上記に加え、以下の 2 つの条件をいずれも満たすことを求めます。 1. 地域接続を試行する意欲があり、自らの意思で重点地域（※1）を設定できること。 2. 相談対応・伴走型支援を担うリンクワーカー（※2）を配置できること。 ※1　重点地域について 地域接続の取組を重点的に実施する地域を指します。学校区単位を想定しており、実行団体が地域の状況や課題を踏まえ、自ら設定するものとします。 ※2　リンクワーカーについて 本人の希望や状況を丁寧に把握し、地域の人・場・活動・役割との安心できるつながりづくりに向けて、相談対応や伴走型支援を主に担う人員を指します。
対象地域	久留米広域連携中枢都市圏の以下の 4 市 2 町 福岡県久留米市、小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町

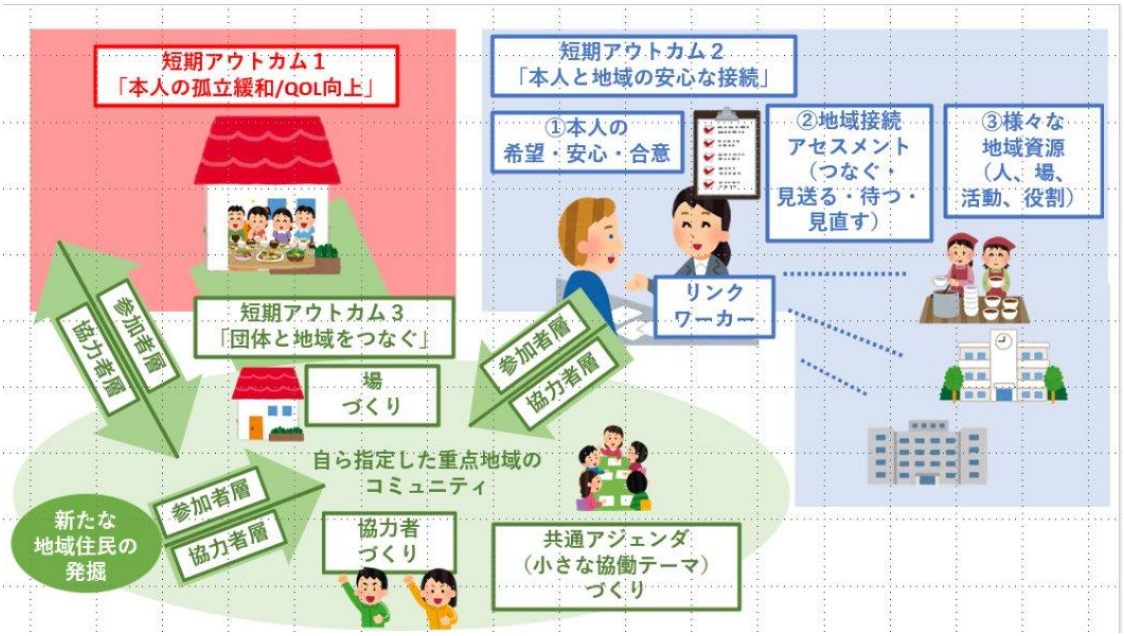
※通常枠と緊急枠の重複申請の可否

申請団体は通常枠と緊急枠の事業の内容が異なるものであれば、それぞれの公募枠に同じ時期に申請することも可能です。

※出資事業との関係性

実行団体は、資金分配団体から出資と助成を重複して受けることはできません。

2　　事業のイメージ図



3　　本事業に求める条件

本事業では、次の 3 つの短期アウトカム（事業期間中にめざす変化）をすべて含んだ事業計画を提案してください。

短期アウトカム１　本人の孤独・孤立緩和・QOL 改善

孤独・孤立の状態にある人が安心できる関係につながり、孤独感がやわらいだり、暮らしの質が良くなったりし始めている状態をめざします。

短期アウトカム２　本人と地域をつなぐ個別接続

本人の希望や安心、今の状態に合った形で、無理なく関われる地域の人・場・活動・役割につながり始めている状態をめざします。

短期アウトカム３　団体と地域をつなぐ環境形成

重点地域の中で、孤独・孤立の状態にある人が受け止められ、地域とつながりやすくなっている状態をめざします。

あわせて、組織基盤強化にも取り組む計画にしてください。助成が終わった後も活動を続けられるよう、限られた人・モノ・お金・情報で無理なく運営できる体制づくりをめざします。

また、次の 2 つの条件を満たしてください。

- 重点地域（学校区単位を想定）を自ら設定すること
- リンクワーカーを 1 名以上配置すること

※詳しくは「１　本事業の概要」の「対象となる団体」をご覧ください。

＜短期アウトカム３に取り組むにあたってのお願い＞
短期アウトカム３「団体と地域をつなぐ環境形成」には、団体全体で地域と関わっていく姿勢が必要です。たとえば、団体の代表者が重点地域の会議に参加するなど、団体として地域と向き合う体制づくりをお願いします。

４　当団体が行う**伴走支援**

リンクワーカーは、地域ではまだなじみの薄い役割です。当団体の担当者（PO：プログラムオフィサー）が、団体の状況に合わせて一緒に考えながら伴走します。主に次のような支援を想定しています。

（1）　体制づくり
誰がリンクワーカーを担い、どこまでを担当するかを一緒に整理します。一人で抱え込まないよう、団体内の相談先や共有のルールも一緒に考えます。

（2）　研修
本人の気持ちを中心にした関わり方、同意や個人情報の扱い、「つなぐ・今は見送る」の判断などを、事例をもとに学びます。

（3）　相談・学び合いの場
PO による定期的な個別相談のほか、実行団体のリンクワーカー同士が実践や悩みを共有し合う場を設けます。

（4）　アセスメントシート
本人の希望や安心できる条件を丁寧に聴き取るためのシートを、当団体が用意します。各団体の様式に合わせて調整し、試しながら改善します。

（5）　地域とのつながりづくり
重点地域の人・場・活動の情報を一緒に集めます。地域の方への説明や最初の訪問には、必要に応じて PO が同行します。

最初から完璧である必要はありません。分からないことは、公募説明会や個別相談でお気軽にご相談ください。

04　助成金の構成

当団体からの助成金は、①実行団体の助成に必要な額から自己資金・民間資金を除いた「助成額」（A）、②評価関連経費（C）から構成されます。

［総事業費の概念図］

<table>
<tr><td rowspan="2">C 評価関連経費</td><td colspan="2">A 助成額</td><td rowspan="2">B 自己資金や
民間資金等</td></tr>
<tr><td>直接事業費
A に対して 85%以上</td><td>管理的経費
A に対して 15%以下</td></tr>
<tr><td>A に対して
5.0%以下</td><td colspan="2"></td><td>A+B に対して
20%以上</td></tr>
</table>

総事業費と助成額等との関係について

- 総事業費（A＋B＋C）から評価関連経費（C）を除いた事業に係る経費（A＋B）を100%とした時、助成額（A）は 80%以下、自己資金や民間資金（B）は 20%以上となります。
- 補助率＝助成額（A）÷事業に係る経費（A＋B）
  助成額(A)の内訳については直接事業費 85%以上、管理的経費が 15%以下となります。

3 章　助成対象となる団体

01　実行団体とその役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけではなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。

② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。

③ 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。

④ 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。

⑤　現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体から JANPIA にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

02　事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。 休眠預金制度における社会的インパクト評価の目的は次のとおりです。

- 資金活用の成果の情報発信を積極的に行うことで広く国民の理解を得ること（所期の成果をあげていることを伝え説明責任を果たす）
- 評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、効果的、効率的に行うこと（評価を活用した計画・進捗管理）。
- 厳正な評価を実施することで、事業の質の向上、独創的で革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等（事業に対する理解を得て、支援者の輪が広がるなど）を促すこと。

上記の目的を達成するため、事業の実施段階に応じて次のとおり行います。

- 事前評価：事業開始時に実施する評価
- 中間評価：複数年度にわたる事業の進捗状況を把握する評価
- 事後評価：事業が終了する際に成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行う評価
- 追跡評価[4]：課題の解決に時間を要する事業の場合に、資金の活用後しばらく経過した後に事業の副次的効果や波及効果等を把握する評価

※評価の詳細は、JANPIA の WEB サイトに掲載している、「休眠預金活用における社会的インパクト評価」をご確認ください。

※資金分配団体や JANPIA は、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。

※評価に関する事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないように留意します。

03　申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体については、法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。申請事業の運営上の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合は、共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は別添２をご確認ください。

[4] 必要に応じて実施する場合があります

ただし、上記に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体

  （ア）拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

  （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人
- 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体[5]

  ※設立経緯、運営財源の性質（行政の予算かどうか）、役員構成、独立した意思決定の可否等の団体の特性を総合的に衡量の上判断します。
- 資金分配団体と選定申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後 6 か月間を経過していない団体

[5] 例えば、運営財源が１００％行政予算で充当されている団体（当該団体が新たに民間資金を投入し、新規事業を実施するような場合は、別途判断）や、行政職員が運営実務に従事しその割合が申請団体の構成員の１００％を占める団体（行政職員であっても、職務外の行為として団体の事業に従事する場合にはこの限りではありません）が想定されます。

04　申請時の注意事項

- 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。
- 今回申請する事業と、既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。
- 国外を活動範囲に含む場合は、国内に主な活動拠点を有する日本の法人である必要があります。

4 章　助成対象となる経費

01　助成額の積算について

資金計画書作成の際の助成金の積算については、別途詳細を定める「積算の手引き」を参照してください。なお、以下の点については十分ご留意のうえ積算を行ってください。

- 対象経費

  対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費のみとします。

- 事業年度

  本事業の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしてください。

- 会計科目

  資金計画書等は、原則、申請団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用してください。

- 算出根拠

  各費目は、単価及び数量等の算出根拠を示す必要があります。「謝金」、「賃金」等は、団体の規程に定めがある場合は、当該規定に準拠してください。

- 人件費水準

  人件費水準が社会通念上妥当と認められない場合には、調整する場合があります。

- 不動産の取扱い

  土地の購入は助成の対象外とし、助成の対象は賃貸のみとします。建物は賃貸を原則とします。

- 対象経費の確定

  対象となる経費は、資金分配団体及び実行団体それぞれの間の個別の資金提供契約における資金計画書の確定をもって最終決定されるものとします。

- 税務

特に実行団体が営利法人である場合には、助成金や自己資金・民間資金の取り扱い等税務面での懸念事項について事前に所轄税務署や顧問税理士等にご相談の上、申請をご検討ください。

02　助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

① 実行団体が資金分配団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。

② 実行団体は、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「本財産」という。）を、助成期間中及び事業終了後 5 年間（建物については、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の間）は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、事業計画書に定める事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（以下「処分等」という。）を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。

③ 本財産の処分等により金銭その他の利益を得た場合、資金分配団体はその全部又は一部の返還を求めることができ、実行団体はこれに応じるものとします。

④ 本財産は、固定資産台帳その他本財産につき善良な管理者の注意をもって管理を行うために必要な書類を備えて管理してください。

第Ⅱ編　申請について

1 章　申請手続き

01　公募期間・スケジュール

公募要領公開（WEB サイト等）	11 月 24 日（火）
公募説明会の開催	【会場・オンライン同時開催】 11 月 29 日（日）11:00～12:30@久留米市 12 月 8 日（火）19:00～20:30@大川市 12 月 13 日（日）10:00～12:00@小郡市 12 月 17 日（木）19:00～20:30@大木町 【オンラインのみ】 12 月 23 日（水）18:30～20:00 2027 年 1 月 6 日（水）18:30～20:00 ※詳細は「04　公募説明会・個別相談会の実施」をご覧ください。
公募締め切り日時	2027 年 1 月 22 日（金）17 時
実行団体の審査 ・書類審査 ・審査員とのオンライン面談 ※別途個別に日程調整を行います	2027 年 1 月下旬～2 月末 ※公募の状況で変更の可能性あり
内定通知	2027 年 3 月下旬
公募結果公開、契約締結、助成事業開始	2027 年 3 月下旬～4 月中旬 ※公募の状況で変更の可能性あり

02　申請方法

次の手順で申請してください。

① 公募開始と同時に実行団体公募ページに公開される「申請前登録フォーム」から、メールアドレス等をご登録ください。

② ご登録いただいたメールアドレスに、「公募受付フォーム」のご案内が届きます。
③ 当団体ホームページの実行団体公募ページから、下記に示す申請に必要な書類（「03 申請に必要な書類」参照）をダウンロードし、必要事項を記入してください。

④「公募受付フォーム」で、③で作成した書類をアップロードして送信してください。
⑤ 当団体で受付を確認した後、ご登録のメールアドレスに「申請団体マイページ」のご案内をお送りします。

※実行団体公募ページ： https://c-comfund.com/info/kyumin/20261124.html

【留意事項】

・上記①～④のすべてを公募期間内に完了した時点で「申請完了」となります。いずれかが欠けている場合は申請要件を満たさないため、ご注意ください。

・申請後の審査面談の日程調整や審査結果などのご連絡は、申請団体マイページから行います。定期的にご確認ください。

03　申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます[6]。

分類	申請書類		提出形式	単独申請	コンソーシアム申請		備考
					幹事団体	構成団体[7]	
申請事業ごとに提出する書類	様式 1 助成申請書		PDF	●	●		※登録印の押印が必要
	様式 2 事業計画書		Excel	●	●		
	様式 3 資金計画書等		Excel	●	●		
	その他（ロジックモデル）		PDF	●	●		※様式は公募説明会にて紹介
	自己資金に関する申請		WORD	●	●		※該当する団体のみ提出
	様式 4 コンソーシアムに関する誓約書		PDF		●		※幹事団体取りまとめのうえ提出
団体ごとに提出する申請書類	様式 5 団体情報		Excel	●	●	●	
	様式 6 役員名簿		Excel	●	●	●	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途資金分配団体に提出
	様式 7 ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書		Excel	●	●	●	ガバナンス・コンプライアンス体制については、別添 1 参照
	定款		PDF	●	●	●	
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		PDF	●	●		※発行日から 3 ヶ月以内の写し
	事業報告書		PDF	●	●		※過去 3 年分。設立から 3 年未満の団体は提出可能期間分のみ提出。1 年分の提出もできない場合には、提出できない理由書と事業報告書に代わる資料（前身の団体があれば当該団体の報告書など申請団体の事業の実施状況が確認できる資料）をご提出ください。
	決算報告書類	貸借対照表	PDF	●	●		
		損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）	PDF	●	●		
		監事及び会計監査人による監査報告書[8]	PDF	●	●		

[6] 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

[7] 詳細は別添 2 コンソーシアムでの申請参照

[8] 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

04　公募説明会・個別相談会の実施

申請する団体は、公募説明会の参加と個別面談の実施を必須とさせていただきます。

説明会と同時開催する事業計画書の作り方研修会（無料）については必須ではありませんが、参加を推奨いたします。なお、説明会、研修会には団体内の理解向上のため、複数名で参加されることをおすすめします。

＜公募説明会＞

（1）日時と場所

【会場・オンライン同時開催】

開催日	会場	公募説明会	事業計画書研修会 ※会場参加のみ
11 月 29 日（日）	久留米市市民活動サポートセンター　みんくる（久留米市六ツ門町 3-11 くるめりあ六ツ門 6 階 セミナー室①②）／Zoom	11:00～12:30	13:30～15:30
12 月 8 日（火）	大川市文化センター（大川市大字酒見 221-11 研修室②）／Zoom	19:00～20:30	なし
12 月 13 日（日）	小郡市総合保健福祉センターあすてらす（小郡市二森 1167-1 研修室 2）／Zoom	10:00～12:00	13:00～15:00
12 月 17 日（木）	大木町健康福祉センター（大木町大字八町牟田 255-1 視聴覚室）／Zoom	19:00～20:30	なし

【オンラインのみ開催】

開催日	公募説明会
12 月 23 日（水）	18:30～20:00（Zoom）
2027 年 1 月 6 日（水）	18:30～20:00（Zoom）

※公募説明会のみの参加も可能です。
※事業計画書研修会のオンライン配信はありません。
※申込状況等に応じて、公募説明会を追加で開催する場合があります。

（2）内容

公募説明会：公募の概要説明、質疑応答

事業計画書の作り方研修会：ロジックモデル（事業設計図）や事業計画書の作り方を、ワークショップ形式で学びます。

（3）申込方法

下記の申込フォームからお申し込みください。フォームが使えない場合は、件名を「公募説明会申し込み」として、次の内容をメールでお送りください。

①団体名、②団体所在地、③参加者氏名・役職、④連絡先（電話番号・メールアドレス）、⑤申請について（a. 申請を決めている／b. 申請を検討している／c. 申請は考えていないが制度に興味がある／d. その他（理由））、⑥参加を希望する説明会の日程と参加方法（会場 or オンライン）、⑦研修会への参加の有無と希望日程

オンラインで参加される方には、受付完了後に Zoom の参加情報をお送りします。

（4）申込先

申込フォーム：https://forms.gle/p1qKzSjKD9Y7WHBd6
メール：kyumin@c-comfund.com（ちくご川コミュニティ財団 休眠預金活用事業窓口）

<個別相談>

（1）期間

12 月 1 日(火)10 時～2027 年 1 月 22 日(金)17 時まで

上記日程にて随時受付（1 回 1 時間程度）

（2）内容

申請にあたっての疑問・質問事項などを解消

（3）実施方法

対面もしくはオンラインにて実施（zoom）

※申請を決めている団体については担当者による現地訪問を行います

（4）申込方法

下記のフォームより初回の面談をお申込みください。

または下記アドレスに①団体名、②団体所在地、③出席者名・役職、④連絡先（電話番号、メールアドレス）⑤申請について（a.「申請を決めている」、b.「申請を検討している」、c.「申請は考えてないが制度に興味がある」、d.「その他：（理由）」のいずれか）、⑥参加形式（オンライン or 対面）等を記載の上、ご連絡ください。

オンライン希望の方へは受付完了後、個別面談の Zoom ミーティング情報をお送りします。

（5）申込フォーム

https://c-comfund.eeasy.jp/kyumin-26

メール：kyumin@c-comfund.com（ちくご川コミュニティ財団 休眠預金活用事業窓口）

2 章　審査結果の通知等

01　審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対し申請団体マイページにて通知します。

02　審査結果の情報公開

① 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。資金分配団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を WEB サイトで広く公開します。

② 資金分配団体は、選定した実行団体の情報（選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、選定された各実行団体に対する助成の総額及び内訳並びにその算定根拠）を資金分配団体の WEB サイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。

③ JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に資金分配団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公開します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続します。
また、上記に関しては情報公開同意書（助成申請書に記載がある）を提出していただきます。
ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

3章　審査について

01　選定基準等

実行団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を公正かつ適確に遂行できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、解決したい社会課題に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることが期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等との峻別

  申請資格要件に関連して、申請事業については、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

  〈想定される不適切な事例〉

  （例１）主として団体の政治活動や宗教活動等に要する人件費、整備備品費その他の経費を本事業の経費として助成金を充当（流用）するケース

  （例２）休眠預金等活用事業により購入した物品・機材等を団体の政治活動や宗教活動等で使用するケース、他の団体が行う政治活動や宗教活動等に使用させるケース

  （例３）休眠預金等活用事業により役務提供を受けている受益者を団体の政治活動や宗教活動等に参加させるため執拗な勧誘を行うケース

- 行政施策との関係

  行政・NPO・ボランティアとの連携・協働が進展している事業領域においては、休眠預金等活用事業が行政施策の後退を許容するものではないことを前提としつつ、現行の行政施策が十分に行き届いていない場合や、よりきめ細かな支援が必要とされる場合は、以下の観点に即して個別に判断して事業を選定します。

  ① 申請する事業分野における行政施策の取組状況

  ② 本制度により申請事業を実施する意義

  ③ 申請事業終了後に、自治体に対する行政施策化の働きかけ又は行政補助金等を活用した事業継続等を行う見込み

- 他の助成金

  国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない、かつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します[9]。なお、他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について実行団体として助成等を受けることは可能とします。

- 事業対象

  既存の助成財団等が申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該財団への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。また、営利法人が申請した場合に、当該法人の営業に利するために行う事業であると見受けられる場合は、選定しません。

- 不選定の損害等

  審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

02　優先的に選定される団体

実行団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意した対応の観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。また、優先的に解決すべき社会の諸課題の分析及びその解決の取り組みにあたっては、ジェンダー平等、社会的弱者への支援等、社会の多様性に十分配慮する。さらに、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT 等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。

加えて本事業では、より多くの団体に助成の機会を広げるため、これまで当団体が資金分配団体として実施した休眠預金活用事業で、実行団体として採択されたことのない団体を優先的に

[9] 詳細は「休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について」をご参照ください。

選定する場合があります。なお、過去に採択された団体も応募できます。その場合も、事業内容や実施体制等を総合的に審査します。

03　ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等

事業を公正かつ適確に実施できるよう JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制を備えていることが必要です。（申請時にガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書を提出していただきます。）なお、採択された実行団体は、助成実績の経験値、専門性を有するメンバーの在籍の有無及び団体の法的なステータスなどを考慮して、助成期間中（一部は契約締結時まで）に各団体に応じたガバナンス・コンプライアンス体制を整備していただきます。

04　**その他の審査における着眼点**

以下の着眼点に即して審査を実施します。

① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を実行団体に選定しないこと

※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。

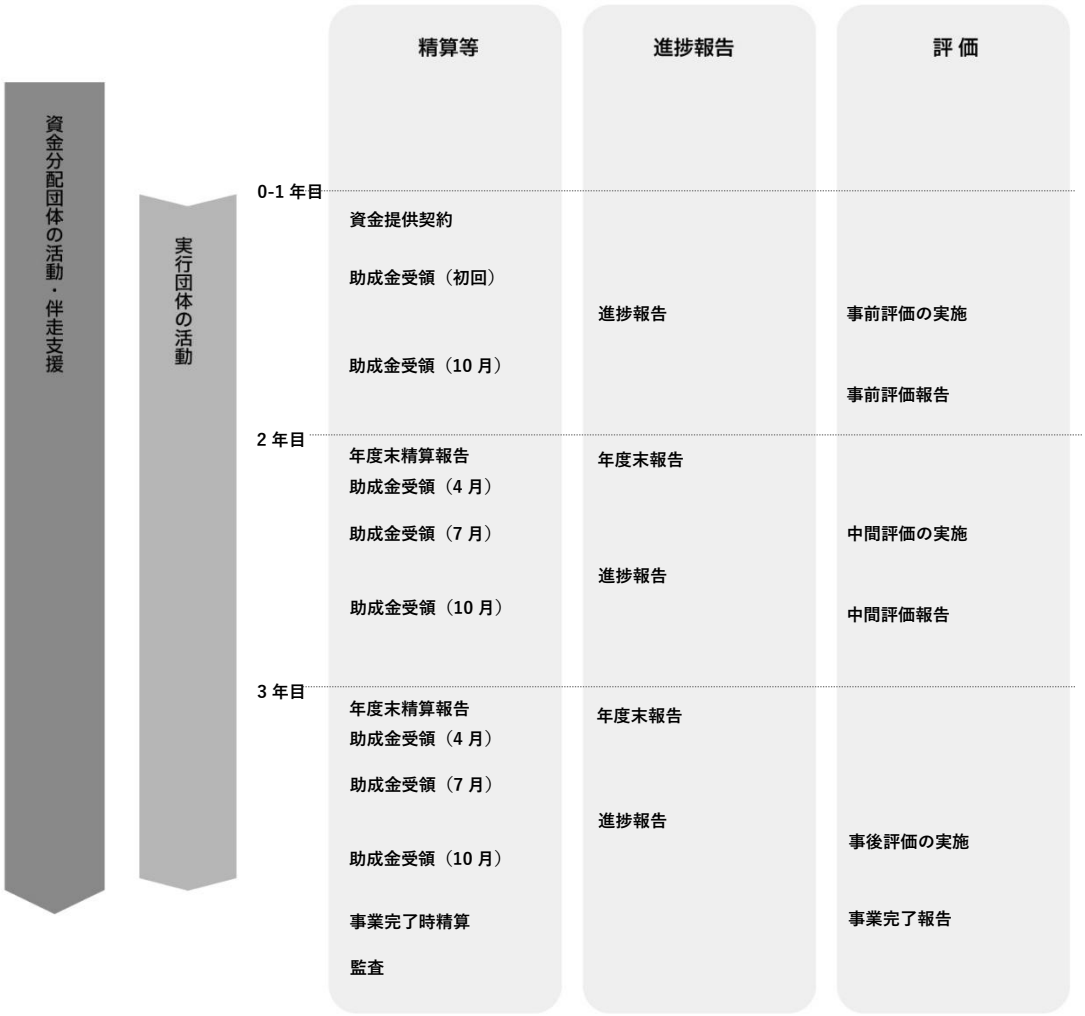
- 資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあるため、利益相反防止のための措置を講じても当該団体を実行団体に選定することはできません。
- 実行団体の募集にあたっては、会員（メンバー）団体に限定せず、それ以外の団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。

第Ⅲ編　選定から助成終了まで

1 章　助成事業の流れ

01　助成期間中の主な流れ

実行団体の助成期間中の主な流れは次のとおりです。（例：3 年事業の場合）



02　内定から資金提供契約まで

採択が決定（内定）してから資金提供契約締結による事業開始までの主な流れは次のとおりです。

選定結果通知	資金分配団体より選定結果が通知されます。
▼	
PO の決定	資金分配団体担当 PO が決定し資金提供契約に向け手順等を支援します。
▼	
事業計画書等の確認 指定口座の開設等	PO とともに事業計画書等の確認を行います。同時に総事業費を管理する指定口座の開設[10]、資金提供契約に必要な書類等[11]の準備を行います。
▼	
資金提供契約の締結	資金分配団体と実行団体が資金提供契約を締結します。
▼	
助成金の支払い	契約に基づき実行団体への助成金を概算払いで実行団体の指定口座に振り込みます。初回は原則として 2027 年 9 月までの助成金を支払います。[12]

03　資金提供契約及びその要点

資金提供契約は、助成事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の資金提供契約書（ひな型）により行います。原則、この資金提供契約は変更できません。以下、資金提供契約の要点を記載します。詳細については資金提供契約書（ひな型）をご参照ください。

① 進捗管理、各種報告

資金分配団体は実行団体の進捗管理を行います。原則として毎月 1 回以上、対面形式（WEB 会議を含む）による進捗状況について協議を行います。

また、実行団体は、資金提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として 6 か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業と収支の報告を行います。

[10] 総事業費を一元的に管理するため、本事業の総事業費のみを管理するための指定口座を開設します。なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座を開設してください。通帳がない口座については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。休眠預金事業では、総事業費は指定口座でのみ管理します。また、総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、本総事業費は運用しないでください。

[11] 印鑑証明書、履歴事項全部証明書（取得から 3 ヶ月以内のもの）、指定口座の通帳コピー等。

[12] 詳細は「積算の手引き」をご参照ください。

② ガバナンス・コンプライアンス体制の整備

実行団体は、不正行為、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を行います。また、総事業費の不正使用、違法行為等が疑われる場合には、直ちに資金分配団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、実行団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、 当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について資金分配団体に報告し公表することとします。

③ 実行団体の選定及び監督

資金分配団体は、実行団体の選定に当たっては、実行団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、資金分配団体と実行団体は資金提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

④ 事業の評価

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。

⑤ シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク[13]を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

⑥ 情報公開

資金分配団体は、実行団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します[14]。また、実行団体は、人件費の水準、 ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類等を自団体の WEB サイトで一般に公表します。なお、JANPIA は、資金分配団体及び実行団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします[15]。

⑦ 選定の取消し

資金分配団体は、実行団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。実行団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体は、資金分配団体の選定に申請することができません。

- 助成金の活用による助成事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき

[13] シンボルマークのダウンロード、シンボルマークの規程、手引き等

[14] 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を当該資金分配団体の WEB サイトで少なくとも助成期間が終了するまで一般に公表します。

[15] これらの事業の情報に関して JANPIA は、資金分配団体および実行団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

- 関連法規等に基づく措置、処分等又は資金提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

⑧　規程類の整備・公開

実行団体の規程類が資金分配団体と実行団体間で定めた期限内に公開されない場合、資金分配団体は実行団体の規程が公開されない理由を確認のうえ、事業の実施期間中においては実行団体への助成額の全部若しくは一部の支払いを留保できるものとし、事業終了後においては期限までに規程を整備公開しなかった事実を今後の休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の公募申請審査において実行団体の評価における減点要素にすることができるものとする。

JANPIA 及び資金分配団体は実行団体において整備された規程の運用状況について本事業終了後 1 年後を目途に調査できるものとし、実行団体はこれに協力するものとする。

04　助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保

資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、実行団体に対し以下の措置を講ずることとします。また、不正行為等があったときには、資金分配団体又は JANPIA の WEB サイトにおいて当該事案を広く公表することとします。

①　実行団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関する報告、資料の提出。

②　JANPIA 及び資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業及び財産の状況に関する質問、帳簿書類その他の物件の検査。

③　当該実行団体における事業の公正かつ的確な遂行のための体制整備等の履行を担保するための措置。

④　助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置。

⑤　資金分配団体が実行団体を監督するための必要な事項の確認。

05　会計監査の実施

本事業を含む毎年度の決算書類について、内部監査又は外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

2章　その他

01　個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

お問い合わせ先

公益財団法人ちくご川コミュニティ財団

〒830-0048 福岡県久留米市梅満町 563

TEL：0942-34-5600　FAX：0942-34-5777

Email：kyumin@c-comfund.com

（ちくご川コミュニティ財団 休眠預金活用事業窓口 担当：二村（ふたむら））

※お電話でのお問い合わせは 公募要領公開日から申請書類提出締切日までの平日 10:00~12:00 及び、13:00~17:00 に受付いたします。

別添１：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料

自団体におけるガバンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）。

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要となる意思決定や進捗管理等に必要となるルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。

ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項	実行団体整備義務
①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項	
社員総会･評議員会の運営に関すること	◎
理事会の構成に関すること　※理事会を設置していない場合は不要	◎
理事会の運営に関すること	◎
経理に関すること	◎
コンプライアンスに関すること ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置	○
内部通報者保護に関すること ※自団体で整備困難な場合、JANPIA のヘルプライン窓口を活用可能です	○
②事業実施期間中に、段階的にお取組みいただく事項	
利益相反防止に関すること	△
倫理に関すること（ハラスメント禁止に関することを含む）	△
理事の職務権限に関すること	△
監事の監査に関すること	△
組織（事務局）に関すること	△
文書管理に関すること	△
情報公開に関すること	△
リスク管理に関すること	△
役員及び評議員の報酬等に関すること	△
職員の給与等に関すること	△

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

※ 考慮される団体の特性

・助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）
・専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
・団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
・団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など

別添２：コンソーシアムでの申請

申請事業の運営の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

① コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。

② 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書「実施体制」に記入してください。

③ 申請書類については、幹事団体は前述の「申請に必要な書類」に記載されている書類をご提出ください。また、幹事団体以外の各構成団体の書類については、幹事団体が構成団体ごとに zip ファイルで取りまとめたうえでご提出ください。

④ 採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。
［定める内容］
構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIA の内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等

⑤ 「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。

⑥ 当該協定書の写し（コピー）は参考資料として資金分配団体との資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。

⑦ 各構成団体で、自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要となる意思決定や進捗管理等に必要となるルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。